

国立国会図書館職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する件

(平成二十八年十二月二十二日館長決定第九号)

改正 令和二年 五月二十九日館長決定第三号

同 三年十二月 十七日同 第五号

(趣旨)

1 本件は、国立国会図書館職員（以下「職員」という。）がその能率を十分發揮できるような勤務環境を確保することを目的として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のための措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

2 本件において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ 妊娠したこと。

ロ 出産したこと。

ハ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと。

ニ 不妊治療を受けること。

二 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

(不利益取扱いの禁止)

3 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の当該職員の対応に起因していかなる不利益も受けない。

(職員の責務)

4 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

(監督者の責務)

5 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に注意して妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に努めなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する認識を深めさせること。

二 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが職場に生じていないか、又は生じるおそれがないか、監督する職員の言

動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

三 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

四 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにならなければならないこと。

五 職員から妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出及び相談があった場合には、真摯かつ迅速に対応すること。

6 監督者は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

7 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。

8 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のた

め、職員に対し、研修を実施する。この場合において、特に、新たに職員となった者に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たに監督者となった職員に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

(再発防止)

9 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合には、再発防止に向けて、職員の意識啓発、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

10 本件の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

本件は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月二十九日館長決定第三号)

本件は、令和二年六月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月十七日館長決定第五号)

本件は、令和四年一月一日から施行する。